

写 真 技 能 検 定 試 験 の  
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成 2 9 年 4 月

厚生労働省職業能力開発局

1. 1級写真技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・1ページ  
 制定 昭和53年度 改正 平成29年度
2. 2級写真技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・9ページ  
 同 上
3. 3級写真技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・17ページ  
 制定 平成8年度 改正 平成28年度

『「写真」（作業統廃合）職業能力開発専門調査員会（平成27年度）』

氏 名	所 属	氏 名	所 属
荻 島 孝 之	オギシマ写真館	杉 野 仁 孝	STUDIO Gi
瀬 尾 太 一	(株) 尾崎堂	堀 江 一 久	一般社団法人日本写真文化協会
森 嘉 平	(株) ビデオプロ・シラフジ		

1 1級写真技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

写真の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 写真一般</p> <p>    写真の歴史</p> <p>    光学と色彩の基礎理論</p> <p>2 写真機材</p> <p>    レンズ及びフィルターの種類、構造及び使用方法</p> <p>    光源の種類、構造及び使用</p>	<p>写真の歴史と写真技術の発達について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる光の種類及び性質について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 光学に使用される用語の意味 (2) 反射及び屈折の法則</p> <p>(3) 光源の種類及び光源と照度の関係</p> <p>(4) 可視光線、紫外線及び赤外線</p> <p>(5) 色温度</p> <p>2 色彩に関し、次の事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 色の基本的な性質 (2) 色の表し方 (3) 混色</p> <p>(4) 色再現の原理</p> <p>1 レンズに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 光学ガラスの性質及び種類並びに光学用プラスチックの性質</p> <p>(2) レンズの種類及び用途</p> <p>(3) レンズの特性について、次の事項</p> <p>    イ 結像の法則      ロ 絞りと像の明るさ      ハ 焦点深度</p> <p>    ニ 被写界深度      ホ 収差      ヘ 解像力</p> <p>    ト 空間周波数特性 (CTF/OTF)      チ 包括角度</p> <p>(4) レンズのコーティング及びその効果と応用</p> <p>(5) レンズの焦点距離</p> <p>2 フィルターに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) フィルターの種類</p> <p>(2) フィルターの用途</p> <p>光源に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>方法</p> <p>3 撮影法</p> <p>採光の方法</p> <p>撮影の方法</p>	<p>(1) 光源の種類及び特性 (2) 光源の意味と使用方法</p> <p>1 各種の照明光源による採光の方法について詳細な知識を有すること。 2 構図及び背景に応じた採光の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 制作意図の設定に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 制作目的 (2) 画面構成 2 露光に影響する因子及び露光の決定方法について詳細な知識を有すること。 3 撮影条件の決定に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) カメラ、レンズ、フィルター及びシャッタースピードの決定 (2) カメラポジション (3) レンズの絞りと被写界深度 (4) カメラムーブメント（あおり、ディスプレイスメント） (5) 撮影光源の色温度とホワイトバランス (6) 付属機器の使用方法 4 フラッシュ撮影に関し、次の事項について詳細な知識を有すること。 (1) シャッター形式及び機構 (2) ガイドナンバー (3) 多灯フラッシュ (4) 写真撮影に関する計測器の使用方法 5 ホワイトバランスに影響する因子及び色温度設定について詳細な知識を有すること。</p>
<p>4 服飾に関する知識</p> <p>服飾の知識</p>	<p>服装に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 和服の種類、特徴、名称（部位を含む。）及び着装法 (2) 洋服の種類、特徴、名称（部位を含む。）及び着装法 (3) 礼装 (4) ヘアメイク</p>
<p>5 肖像写真デジタル制作法</p> <p>デジタル画像理論</p>	<p>1 デジタル画像の理論に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 解像度 (2) ファイル形式 2 カラーマネジメントについて詳細な知識を有すること。 3 ネットワークに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>ハードウェアの種類、構造、機能及び使用方法</p> <p>ソフトウェアの種類、機能及び使用方法</p> <p>6 関係法規 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）関係法令及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）関係法令のうち、写真制作に関する部分</p> <p>7 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>すること。</p> <p>(1) ネットワークの基礎 (2) サーバ (3) ローカルエリアネットワーク (4) インターネット</p> <p>1 次に掲げる入力用機器の種類、構造、機能及び使用方法について詳細な知識を有すること。 (1) デジタルカメラ (2) スキャナ</p> <p>2 次に掲げる処理用機器の種類、構造、機能及び使用方法について詳細な知識を有すること。 (1) コンピュータ (2) モニタ (3) キーボード、マウス</p> <p>3 保存用機器及びメディアの種類、構造、機能及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>4 出力用機器の種類、構造、機能及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる画像処理ソフトの機能及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) ペイントソフト (2) ドローイングソフト</p> <p>2 次に掲げるソフトウェアの種類及び機能について一般的な知識を有すること。 (1) ワードプロソフト (2) 表計算ソフト (3) データベースソフト (4) 音楽ソフト</p> <p>著作権法関係法令及び個人情報の保護に関する法律関係法令のうち、写真制作に関する部分について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 写真作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 写真作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (2) 事故発生時における応急措置及び退避 (3) 整理、整頓及び清潔の保持 (4) その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（写真作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
実 技 試 験 肖像写真デジタル作業 写真制作   写真の修復	<p>肖像写真デジタル制作に関し、表現目的に応じた次の作業が高度にできること。</p> <p>(1) 写真撮影作業 (2) 画像処理・編集作業 (3) 出力作業            (4) 仕上げ作業 (5) 装丁作業</p> <p>画像処理により写真の修復ができること。</p>

2 2級写真技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

写真の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 写真一般</p> <p>    写真の歴史</p> <p>    光学と色彩の基礎理論</p> <p>2 写真機材</p> <p>    レンズ及びフィルターの種類、構造及び使用方法</p>	<p>写真の歴史と写真技術の発達について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる光の種類及び性質について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 光学に使用される用語の意味 (2) 反射及び屈折の法則</p> <p>(3) 光源の種類及び光源と照度の関係</p> <p>(4) 可視光線、紫外線および赤外線</p> <p>(5) 色温度</p> <p>2 色彩に関し、次の事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 色の基本的な性質 (2) 色の表し方 (3) 混色</p> <p>(4) 色再現の原理</p> <p>1 レンズに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 光学ガラスの性質及び種類並びに光学用プラスチックの性質</p> <p>(2) レンズの種類及び用途</p> <p>(3) レンズの特性について、次の事項</p> <p>    イ 結像の法則      ロ 絞りと像の明るさ      ハ 焦点深度</p> <p>    ニ 被写界深度      ホ 収差      ヘ 解像力</p> <p>    ト 空間周波数特性 (CTF/OTF)      チ 包括角度</p> <p>(4) レンズのコーティング及びその効果と応用</p> <p>(5) レンズの焦点距離</p> <p>2 フィルターに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) フィルターの種類</p> <p>(2) フィルターの用途</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>光源の種類、構造及び使用方法</p> <p>3 撮影法</p> <p>採光の方法</p> <p>撮影の方法</p> <p>4 服飾に関する知識</p> <p>服飾の知識</p> <p>5 肖像写真デジタル制作法</p> <p>デジタル画像理論</p>	<p>光源に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 光源の種類及び特性 (2) 光源の意味と使用方法</p> <p>1 各種の照明光源による採光の方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 構図及び背景に応じた採光の方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 制作意図の設定に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 制作目的 (2) 画面構成</p> <p>2 露光に影響する因子及び露光の決定方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>3 撮影条件の決定に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) カメラ、レンズ、フィルター及びシャッタースピードの決定 (2) カメラポジション (3) レンズの絞りと被写界深度 (4) カメラムーブメント（あおり、ディスプレイメント） (5) 撮影光源の色温度とホワイトバランス (6) 付属機器の使用方法</p> <p>4 フラッシュ撮影に関し、次の事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) シャッター形式及び機構 (2) ガイドナンバー (3) 多灯フラッシュ (4) 写真撮影に関する計測器の使用方法</p> <p>5 ホワイトバランスに影響する因子及び色温度設定について一般的な知識を有すること。</p> <p>服装に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 和服の種類、特徴、名称（部位を含む。）及び着装法 (2) 洋服の種類、特徴、名称（部位を含む。）及び着装法 (3) 礼装 (4) ヘアメイク</p> <p>1 デジタル画像の理論に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>ハードウェアの種類、構造、機能及び使用方法</p> <p>ソフトウェアの種類、機能及び使用方法</p> <p>6 関係法規 著作権法関係法令及び個人情報情報の保護に関する法律関係法令のうち、写真制作に関する部分</p> <p>7 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>(1) 解像度 (2) ファイル形式</p> <p>2 カラーマネジメントについて一般的な知識を有すること。</p> <p>3 ネットワークに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) ネットワークの基礎 (2) サーバ (3) ローカルエリアネットワーク (4) インターネット</p> <p>1 次に掲げる入力用機器の種類、構造、機能及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) デジタルカメラ (2) スキャナ</p> <p>2 次に掲げる処理用機器の種類、構造、機能及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) コンピュータ (2) モニタ (3) キーボード、マウス</p> <p>3 保存用機器及びメディアの種類、構造、機能及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>4 出力用機器の種類、構造、機能及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる画像処理ソフトの機能及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) ペイントソフト (2) ドローイングソフト</p> <p>2 次に掲げるソフトウェアの種類及び機能について一般的な知識を有すること。 (1) ワードプロソフト (2) 表計算ソフト (3) データベースソフト (4) 音楽ソフト</p> <p>著作権法関係法令及び個人情報情報の保護に関する法律関係法令のうち、写真制作に関する部分について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 写真作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 写真作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (2) 事故発生時における応急措置及び退避 (3) 整理、整頓及び清潔の保持 (4) その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（写真作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>



3 3級写真技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

写真の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 写真一般</p> <p>    写真の歴史</p> <p>    光学と色彩の基礎理論</p> <p>2 写真機材</p> <p>    レンズの種類、構造及び使用方法</p> <p>3 撮影法</p> <p>    採光の方法</p> <p>    撮影の方法</p>	<p>写真の歴史と写真技術の発達について概略の知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる光の種類及び性質について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 光学に使用される用語の意味</p> <p>(2) 光源の種類及び光源と照度の関係</p> <p>(3) 可視光線、紫外線及び赤外線</p> <p>(4) 色温度</p> <p>2 色彩に関し、次の事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 色の基本的な性質 (2) 色の表し方 (3) 混色</p> <p>(4) 色再現の原理</p> <p>レンズに関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) レンズの種類及び用途</p> <p>(2) レンズの特性について、次の事項</p> <p>    イ 結像の法則      ロ 絞りと像の明るさ      ハ 焦点深度</p> <p>    ニ 被写界深度      ホ 収差      ヘ 解像力</p> <p>(3) レンズの焦点距離</p> <p>各種の照明光源による採光の方法について概略の知識を有すること。</p> <p>1 制作意図の設定に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 制作目的 (2) 画面構成</p> <p>2 露光に影響する因子及び露光の決定方法について概略の知識を有すること。</p> <p>3 撮影条件の決定に関し、次に掲げる事項について概略の知識</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>4 肖像写真デジタル制作法</p> <p>デジタル画像理論</p> <p>ハードウェアの種類、構造、機能及び使用方法</p> <p>ソフトウェアの種類、機能及び使用方法</p>	<p>を有すること。</p> <p>(1) カメラ、レンズ、フィルター及びシャッタースピードの決定</p> <p>(2) カメラポジション (3) レンズの絞りと被写界深度</p> <p>(4) 撮影光源の色温度とホワイトバランス</p> <p>(5) 付属機器の使用方法</p> <p>4 フラッシュ撮影について概略の知識を有すること。</p> <p>5 ホワイトバランスに影響する因子及び色温度設定について概略の知識を有すること。</p> <p>1 デジタル画像の理論に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 解像度 (2) ファイル形式</p> <p>2 カラーマネジメントについて概略の知識を有すること。</p> <p>3 ネットワークに関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) ネットワークの基礎 (2) サーバ</p> <p>(3) ローカルエリアネットワーク (4) インターネット</p> <p>1 次に掲げる入力用機器の種類、構造、機能及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) デジタルカメラ (2) スキャナ</p> <p>2 次に掲げる処理用機器の種類、構造、機能及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) コンピュータ (2) モニタ (3) キーボード、マウス</p> <p>3 保存用機器及びメディアの種類、構造、機能及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>4 出力用機器の種類、構造、機能及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる画像処理ソフトの機能及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) ペイントソフト (2) ドローイングソフト</p> <p>2 次に掲げるソフトウェアの種類及び機能について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) ワードプロソフト (2) 表計算ソフト</p> <p>(3) データベースソフト (4) 音楽ソフト</p>
<p>5 関係法規</p> <p>著作権法関係法令及び個人</p>	<p>著作権法関係法令及び個人情報保護に関する法律関係法令のう</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>情報の保護に関する法律関係法令のうち、写真制作に関する部分</p> <p>6 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>肖像写真デジタル作業</p> <p>写真制作</p>	<p>ち、写真制作に関する部分について概略の知識を有すること。</p> <p>1 写真作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 写真作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(2) 事故発生時における応急措置及び退避</p> <p>(3) 整理、整頓及び清潔の保持</p> <p>(4) その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（写真作業に関する部分に限る。）について一般的な知識を有すること。</p> <p>肖像写真デジタル制作に関し、次の作業ができること。</p> <p>(1) 写真撮影作業 (2) 画像処理・編集作業 (3) 修復作業</p> <p>(4) 出力作業 (5) 仕上げ作業 (6) 装丁作業</p>